

国道51号 神宮橋 橋脚の損傷に関する調査検討委員会規約

(名称)

第1条本委員会は「国道51号 神宮橋 橋脚の損傷に関する調査検討委員会」(以下、「委員会」という)と称する。

(目的)

第2条本委員会は、国道51号 神宮橋の橋梁の安全性及び補修・補強及び更新等の今後の方向性について学識経験者等による専門的立場から具体的に検討することを目的とする。

(検討事項)

第3条委員会は、前条の目的を達成するために以下の事項について検討を行う。

- ・ 神宮橋の供用安全性の評価
- ・ 補修・補強及び更新等の方向性を検討
- ・ その他、委員会の目的を達成するために必要な事項の検討

(構成)

第4条委員会は、学識経験者等をもって構成し、委員は別紙「委員名簿」のとおりとする。

2 委員の追加及び変更は、委員会の承認を要するものとする。

3 委員会は、必要に応じて、専門家や有識者等の参加を求めることができる。

(第三者性)

第5条委員は、委員会の目的に照らし、公正中立な立場から特定の行政機関及び特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

(委員の任期)

第6条委員の任期は、委員会の検討事項が終了するまでとする。

(委員長)

第7条委員長は、委員の互選によって選出し、委員会を総括する。

2 委員長が、職務を遂行できない場合は、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の運営)

第8条委員会は、委員長の発議に基づいて開催する。

2 委員会は、会の運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(守秘義務)

第9条委員は、公開することが望ましくない個人情報等について漏洩してはならない。

(審議内容の公開)

第10条委員会議事概要については、委員の了解をとった上で速やかに公開するものとする。

(事務局)

第11条委員会を運営するため、事務局を以下に設置する。

- ・国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路管理課 道路保全企画室
- ・国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 道路管理第二課

(その他)

第12条本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度委員会において審議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、本委員会の審議を経て行うことができるものとする。

附則この規約は、平成25年8月7日から施行する。